

青森県食育推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 青森県食育推進計画（以下「計画」という。）に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青森県食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県が行う計画の策定、変更への提言に関すること。
- (2) 計画に基づく施策の実施及び進行管理、評価に関すること。
- (3) その他、食育の推進のために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 会議は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 会議に会長及び副会長を置き、会長は知事をもって充て、副会長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を食育協力者として会議に出席させ意見を徴することができる。
- 3 会議の議長は出席者の互選により選出し、副議長は議長が指名する者をもって充て、議長を補佐し、議長が不在の時はその職務を代理する。
- 4 会議に欠席する委員は、代理の者を出席させることができる。

(部 会)

第5条 会議の所掌事項に関し、さらなる検討を行うことを目的として、必要に応じ、部会を設置することができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、青森県農林水産部食の安全・安心推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月9日から施行する。

この要綱は、平成28年3月4日から施行する。

令和2年度青森県食育推進会議委員名簿

| | 分 野 | 氏 名 | 団体名・職名 | 備 考 |
|----|-------|--------|--|-----|
| 1 | 教 育 | 野澤 正樹 | 青森県教育委員会 委員・教育長職務代理者 | |
| 2 | | 山本 淑子 | 青森県PTA連合会 理事 | |
| 3 | | 沼尾 紀恵子 | 青森県私立幼稚園連合会 振興・経営委員長 | |
| 4 | | 鎌田 仁 | 青森県小学校長会 会長 (青森市立浜田小学校 校長) | |
| 5 | | 横山 誠之 | 青森県中学校長会 会長 (青森市立筒井中学校 校長) | |
| 6 | | 佐藤 宰 | 公益財団法人 青森県学校給食会 理事長 | |
| 7 | 消 費 | 山谷 詠子 | 青森県食生活改善推進員連絡協議会 会長 | |
| 8 | | 鎌田 敦子 | 青森県生活協同組合連合会 事務局 | |
| 9 | | 清野 優美子 | 青森県生活研究グループ連絡協議会 会長 | |
| 10 | 生産・流通 | 成田 縫子 | 青森県JA女性組織協議会 会長理事 | |
| 11 | | 葛西 恭子 | 青森県漁協女性組織協議会 会長 | |
| 12 | | 金澤 靖夫 | 株式会社ユニバース 販売企画部 次長 | |
| 13 | 医 療 | 吉岡 利忠 | 医 師 (弘前学院大学 学長) | |
| 14 | | 浅利 由美子 | 公益社団法人 青森県栄養士会 専務理事 | |
| 15 | 福祉 | 前田 保 | 青森県社会福祉協議会 会長 | |
| 16 | | 川村 真美 | 一般社団法人 青森県保育連合会 給食部会 副部会長 (城南保育園 管理栄養士) | |
| 17 | 学 識 | 渋谷 長生 | 弘前大学 名誉教授 | |
| 18 | | 久保 薫 | 青森中央短期大学 学長 | |
| 19 | 情 報 | 中村 一彦 | 株式会社東奥日報社 編集局次長 | |
| 20 | | 佐々木 透 | 青森県広告業協会 理事長 (株式会社協同 代表取締役社長) | |
| 21 | 行 政 | 林 稔久 | 農林水産省東北農政局 消費・安全部 消費生活課 課長 | |
| 22 | | 佐藤 一人 | 鶴田町企画観光課長 | |
| 23 | | 三村 申吾 | 青森県 知事 | 会長 |
| 24 | | 有賀 玲子 | 青森県健康福祉部 部長 | |
| 25 | | 坂田 裕治 | 青森県農林水産部 部長 | 副会長 |